

# ～九条は生きている～ 今年もとびます!!



東京の「戦争させない、9条壊すな！総がかり行動」で毎週19日国会を取り囲んで、集会デモを続けている高田健さんの講演がありました。国会周辺の熱気をそのまま伝えてくれる高田さんの話に魅了され、あっという間の一時間半でした。中でも心揺さぶられたのは、「九条は生きている」という言葉でした。「安倍関連法案が強行採決され九条は踏みにじられたと言われているが、アベ政権が集団的自衛権の行使を認めようと、安倍関連法案（戦争法）を国会で強行採決しようとも、『九条は生きている』。九条があるために、まだ安倍さんの自由にできない事がある。だから『改憲改憲』と声高に叫び続けている。」

赤とんぼの意見広告の大切さを再確認しました！

3月29日には施行令が出て戦争法が使えるようになってしまいました。

南スーダンには350名の自衛隊員が派遣されています。実際戦争法が発動されるのは11月と言われていますが、かけつけ警護やNGOを守るという事態になれば、いつ発砲するかは時間の問題です。

今私たちが出来ることは、戦争法の発動を阻止することです。

自立した市民として全力を尽くして行動することです。

先日、「平和をめざすオールおおいた」というグループが誕生しました。

学者の会の呼びかけで、マスコミ関係者、弁護士、宗教者、医師、たくさんの市民が集まって、安倍関連法（戦争法）廃止に向けて活動することになりました。

赤とんぼの会も世話人さん、総会の承認を得て参加行動することになりました。当面の目標は参議院議員選挙です！若者たちを戦場に送らないために総がかりで全力を尽くしましょう！

(宮崎)

No. 210号  
2016年4月22日  
発行人 宮崎 優子  
事務局 日高 礼子  
☎090-1166-4218  
FAX097-544-8892

## 意見広告までの日程

- 6月11日(土) 13:00～15:00  
コンパルホール 会議室  
意見広告デザイン会議
- 6月25日(土) 13:00～15:00  
コンパルホール 311会議室  
意見広告デザイン会議
- 7月9日(土) 13:00～15:00  
コンパルホール 310会議室  
デザイン会議&集約作業
- 7月23日(土) 13:00～15:00  
コンパルホール 311会議室  
デザイン会議&集約作業
- 7月31日(日) 13:00～15:00  
コンパルホール 女性活動室  
意見広告募集切
- 8月～随時 コンパルホール 女性活動室  
集約と校正作業
- 8月15日(月) 意見広告掲載  
なまきひとむれチラシ配り  
13:30～ トキ八前

## 赤とんぼ平和講演会

落合恵子さんが来てくださいます。



「おとなの始末……  
いま、ひとりのおとなとして  
取り組みたい理想、夢、柔らかな連帯」

とき 2016年5月28日(土)  
午後1時30分開場 2時開演～(4時終了予定)

ところ コンパルホール 1階/文化ホール  
大分市府内町1丁目5番38号

当日、託児あります。(要予約・2歳以上)  
連絡先/090-1166-4218 (日高)



## お便り紹介

春でお花見と宴の中ですが新聞紙上は暗雲の時ですね。私は初めて署名運動を行いました。昭和16年産れ、終戦を4才で迎えました。昭和20年8月8日の宇佐航空隊は大空襲でした。4才の体験は残っています。戦争は終戦後も多くの差別と貧困が残り、長く続いていました。色々な事が有りましたが、平和は尊い事です。多くの若者に思いと死によって出来たものです。今、7年あまり車椅子生活者です。異なる場所に居ますと特に何が正しいか人は何を持って生きるのかを良く分りました。私は少ししか出来ませんが頑張ってください。

(宇佐市 N・Sさん)

一日一日政治が変わり安倍首相が一番大事にしている事は何なのでしょうか。

国民ひとりひとりがしっかりと考え取り組まねばと思ひ、この署名用紙を渡しながらお話しさせてもらっています。100名集まりましたので一度送らせていただきませす。又続けていきます。

(日田町 T・Hさん)

失礼ながら安倍晋三も長く保たれん、早くくたばると思つていたらさにあらず、金持ちだけの景気におされ元気がいい。から元氣、意気がりでしょう。国民が少し哲理を見せて未来に精神を統一しないと、自民ばかりの政治が続く、自民が秀れた政策をしたか、国民一人当りの借金をゼツケン、プラカードを着け、持つて外出して見よ、です。(大分市 T・Sさん)

### 戦争の辛酸は永久に忘れぬぞ 大人が銭にころころ転ぶ

シリア難民のアイラン・クルディ君(3)の漂着したニュースを聞いて、今日まで忘れることなく彼の苦しみに涙が出続けます。戦争なんてとんでもない、みんな未来に向かって元気に生きたいのだ。

色々な学習の機会に向向いて自分の心を大きく強く成長したいと思つていますが、母親の介護でありきりめぐるをえません。沖縄には何度か旅行していますが「辺野古」には行っていません。辺野古と環境「宝の海」を失うのか、という新聞記事を読み返し、戦争反対を子ども達に話せたら、と思つたり

しています。(竹田市 N・Nさん)

安倍政権をつぶすには選挙しかありませんが、国民の世論がなかなか通じない人ですね。

意見広告も地道に頑張りましょう。(玖珠町 T・Aさん)

最終的には一人一人が何をするかだと思ひますが、「自公が2/3」を変えようとすれば大きな「カタマリ」を「見える形」にするのが効果的だと思ひます。(中津市 T・Kさん)

## おすすめの本

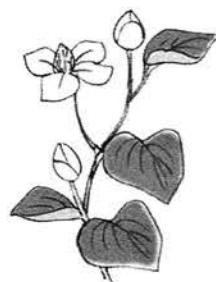
### ○岩波ジュニア新書 中高生のための憲法教室

伊藤 真 著

SMAAPの歌う「世界に一つだけの花」は、憲法で一番大事なことを歌っているのです…と語り始める伊藤さん。国民の多数意見に従つて政治をすすめる「民主主義」に対して、それに歯止めをかけていく考え方が「立憲主義」。「国民の多数意見に従つた権力であつても、歯止めをかけなければなら

## 事務局より

※前回の会報でお願いした「戦争法の廃止を求める統一署名」は4月15日現在で635筆になり、東京の「総がかり行動実行委員会」に送りました。御協力ありがとうございました。これからも続けま



い時がある」…と冒頭から「目からうろこ」の連続です。民主主義と立憲主義を対峙すると、その考え方がとてもよくわかります。「憲法尊重擁護義務」(99条)を知つてか知らずか改憲を叫び続けている安倍首相ですが、現職の首相が改憲を口にするのは、彼が初めてです。立憲主義の大切さがわかります。中高生の時に憲法を知つていればもっと楽に生きられたのという伊藤さんの思いから書かれたそうですが、大人にも読んでほしい大事な憲法読本です。

# 赤とんぼ学習会（1月30日）

## 「安保法制と憲法九条」

講師 大分大学名誉教授 二宮孝富さん

多くの資料を駆使して、歴史をたどる憲法と安保の旅。ダンバートン・オークス提案<sup>※1</sup>に始まる憲法9条第二項成立の背景、安保国体<sup>※2</sup>という概念、次々と知らされる事実に愕然とするばかりでまるで大学の講義を聴いている気分。でも今私たちの置かれている状況は異常なのだ、何とかしなければ子どもや孫たちにとんでもない社会を手渡してしまうという危機感でいっぱいになりました。その一部をまとめてみます。

### ▶「自衛権」解釈の流れ.....

- ・1946年 当初（憲法制定議会）では、一切の戦争（自衛のためも含め）を比定する“非武装中立”との解釈
- ・1947年・1950年 米国側に昭和天皇の「米軍駐留を望む」メッセージが送られた。
- ・1950年 朝鮮戦争を契機として米国の方針転換…自衛権まで否定していない。
- ・1951年 日米安全保障条約（米軍の駐留）
- ・1959年 砂川判決＝自衛のための措置として米軍を駐留させることも可
- ・1972年 政府見解
  - ・自衛のための措置とは国民の権利を守るための必要最小限度の措置。
  - 従って他国に加えられた武力攻撃を阻止する集団的自衛権は憲法上許されない。
- ・2014年7月1日 閣議決定
  - ・他国に対する武力攻撃が（政府の判断で）我国の存立を脅かす事態になるとときには集団的自衛権の行使も可能
- ・2015年9月19日 国会で安保法強行採決

### ▶自衛隊はどう変わるか.....

【これまで】

- ・日本が攻撃された時だけ武力攻撃
- ・法律を作り「非武装地域」で「後方支援」
- ・朝鮮半島有事に米軍を支援
- ・国連平和維持活動で武器は自衛のためだけ

【今後】

- 米軍を守って武力攻撃
- 戦闘地域で兵站（爆弾提供等）
- どこでも派遣します
- どんどん威嚇射撃します

### ▶「安保法制」は我国のあり方をどう変えようとしているのか.....

- 憲法の事実上の改正：憲法の空洞化～戦争のできる国へ
- 安保条約の事実上の改正：地域安保からグローバル安保へ

### ▶これからの課題.....

- 安保法制に関して
  - ・選挙を通じて、阻止派議員を多数に
  - ・請願権を（憲法16条）行使して、両院に対し安保法の廃止を求める
- 憲法に関して
  - ・参院選で憲法改正への策動阻止
  - 自主憲法（自民党改憲草案）とは積極的自主的に米国に隷属するための憲法



※注1）ダンバートン・オークス提案

・第二次大戦中（1944年8～10月）米・英・ソ・中の中で作られた「世界政府」+「国連軍」構想。一般加盟国に独自に戦争する権利を認めていなかった。

※注2）安保国体 ・「米軍の駐留」を日本側から自発的に申し出ることによって天皇制を維持。

# お読みになりませんか？

古庄ゆきこ

前々回からジョン・ダワー氏(戦後日本を研究する米国の歴史家)が去年の八月四日『朝日新聞』に書かれた「日本の誇るべき力ー国民が守り育てた反軍事の精神ーそれこそが独自性」を紹介いたしました。ただ、ダワー氏の論文をもう少しだけ一緒に読んで下さい。

今回はダワー氏が書かれている事の中で、私が全く知らなかったため、ひどくびびくりした事を取りあげます。それは吉田茂首相のことです。

ダワー氏は彼について次のように書いています。

「朝鮮戦争の頃、国務長官になるジョン・ダレスは、憲法改正を要求してきました。吉田首相は、こう言い返した。女性たちが心から反対するから、改憲は不可能だ。女性投票権を与えたのはあなた方ですよ、と」その決断はたいへん賢明だったと思います。もし改憲に踏み込めば、米国はきつと日本に朝鮮半島への派兵を求めるだろうと彼は思った。終戦のわずか5年後に、日本人が海外に出て行って戦うようなことがあれば、国の破滅につながるかと考えたのです」

「その決断の後、今にいたるまで憲法は変えられていません。結果、朝鮮半島やベトナムに部隊を送らずに済んだ。もし9条がなければ、イラクやアフガニスタンでも実戦に参加していたでしょう。米国の戦争に巻き込まれ、日本が海外派兵するような事態を憲法が防ぎました。」

(前掲新聞)

吉田茂氏は日本の敗戦によって始まる連合国軍の占領初期、一九四六(昭和二十一年)五月から五四(昭和二十九年)十二月まで、五次にわたって総理大臣となつた人です。

ところで、右のダワー氏の吉田評をみますと、彼はまるで日本国憲法の護り手のように見えます。しかし、私たちの知っている吉田首相は警察予備隊を作つて日本の再軍備の道を開いた責任者です。彼によつて結ばれた日米安全保障条約は、わたしたちの国をアメリカの「従属的独立国」にして今日に至っていますから彼を「アメリカの駐日代理人」などと呼ぶ人がいるのは当然だと考えます。私はダワー氏の吉田評に驚き、大急ぎで彼の『吉田茂とその時代』を手に入れて読みました。以下はその結果の報告です。

(次号に続く)

平和憲法を守る会・大分  
第46回憲法記念日講演会  
戦争法を越える憲法

＜講師＞ 永山 茂樹さん  
東海大学法科大学院教授

＜とき＞ 5月3日(火)  
午前10:00～12:00

＜ところ＞ 大分県教育会館  
入場無料

＜問合せ＞ 大分共同法律事務所  
097-534-3436

第62回  
大分県母親大会  
「テロも戦争もない世界へ」

＜講師＞ 西谷 文和さん  
フリージャーナリスト

＜とき＞ 5月29日(日)  
午前10:00～

＜ところ＞ コンパル3階多目的ホール

＜資料代＞ 700円  
＜問合せ＞ 大分県母親大会実行委員会  
097-568-8931

憲法・教育基本法  
市民連続講座2016  
第1回  
「原発と政治」

＜講師＞ 向原 祥隆さん  
南方新社 創業者・代表取締役

＜とき＞ 6月4日(土)  
午後13:30～16:00

＜ところ＞ コンパルホール300号室

＜入場カンパ＞ 1000円  
＜問合せ＞ 090-4583-8797(池田)

戦争法の廃止を  
呼びかける

大分駅前  
3000人へのアピール

＜とき＞ 5月7日(土) 17時30分～  
＜ところ＞ JR大分駅前中央口広場  
＜問合せ＞ 市民連絡会おおいた  
090-4583-8797 (池田)

編集後記

大きな地震が続いています。大分市もかなり揺れましたが、皆様の所は如何でしたか？被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。心配なのは川内原発のこと。事故が起こらない今のうちに停止して欲しいと九電にずっと訴えているのですが… (礼)

## 声に出して読んでみましょう憲法九条

『戦争の放棄、戦力の不保持・交戦権否認』  
①日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段として、永久にこれを放棄する。  
②前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

赤とんぼの会事務局 〒187-0085 大分市豊鏡四組 みんなの家  
TEL/FAX 097(544)8892(郵便振込)015401012160  
ホームページ http://aka-tombo.com/ Xメール aka-tombo@hotmail.co.jp